

平成 2 8 年度第 1 回宗像市都市計画審議会

＜第 1 号議案＞

宗像都市計画地区計画の変更

(宗像市決定)

平成 2 8 年 4 月 2 2 日 (金)

宗像市役所 第 2 委員会室

宗像都市計画地区計画の変更（宗像市決定）

都市計画田熊地区計画を次のように変更する。

名 称		田熊地区地区計画
位 置		宗像市田熊五丁目の一部
面 積		約 4.3 ヘクタール
地区計画の目標		本地区は、ＪＲ東郷駅から北へ約 0.7 キロメートルに位置しており、交通利便性が高く、地域の総合医療施設として整備された医療施設等が集合する地区である。 第 6 期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しており、医療機関と保健福祉機関が連携を強化し、サービスを一体的、継続的に提供できる体制の充実を図る必要がある。 そこで、地域包括ケアシステムを構築し、住み慣れた地域で安心して健康に暮らせるように互いに支えあうまちを目指すため、総合病院を中心として、関連する医療・保健福祉施設等の立地を誘導し、医療・保健福祉サービスの充実と災害時の対応能力の強化を図る。また、必要な施設の整備等を行うとともに建築物の規制、誘導を行い、周辺地域との調和に配慮した良好な市街地の形成を図る。
及び 区域の 整備・ 開発 に関する 方針	土地利用の方針	隣接する低層専用住宅地と調和のとれた街づくりを図るため、良好な環境の医療・保健福祉施設としての土地利用を誘導する。
	地区施設の整備の方針	区域南端に存する樹林地は、市街地内に残る貴重な緑であることから保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な環境の医療・保健福祉施設の形成と保全を図るため、建築物の用途制限と高さの最高限度等を設定する。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		緑 地	約 0.3 ヘクタール
	地区の区分	地区の名称	医療・保健福祉施設地区	
		地区の面積	約 3.6 ヘクタール	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物に限り建築することができる。 1 診療所、病院 2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 3 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 4 調剤薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 12 項に掲げるもの）でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 5 店舗、飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以内のもの 6 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートル以内のもの 7 寄宿舍で第 1 号から第 4 号までの業務に関するもの 8 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令（昭和 25 年政令 338 号）第 130 条の 5 の 5 で定めるものを除く。） 9 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたもの	
		建築物等の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は 20 メートルとする。	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路及び敷地境界線までの距離は 1 メートル以上とする。	
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の形態・意匠、色彩等は景観計画（景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項に規定する景観計画）に基づいたものとする。	
	備 考		用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。	

「地区計画の区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由：別紙のとおり

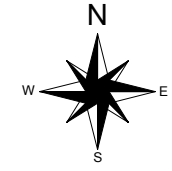
田熊地区地区計画の変更理由（宗像市決定）

本地区は、ＪＲ東郷駅から北へ約０．７キロメートルに位置しており、交通便利性が高く、地域の総合医療施設として整備された医療施設等が集合する地区である。しかし、宗像市においても少子高齢化が進展しており、それに伴う医療・保健福祉サービスのさらなる充実が必要となっている。

そこで、第６期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しており、医療機関と保健福祉機関の一体的、継続的な支援体制の整備により、医療・保健福祉サービスのさらなる充実を図る。また、総合病院を中心とした関連施設の立地を誘導し、周辺地域との調和に配慮した良好な市街地の形成を図るため、今回、建築物等の用途に一部追加するものである。

宗像都市計画地区計画の変更（宗像市決定） 総括図

宗像市都市計画審議会
委員用図面
第1号議案



福津市

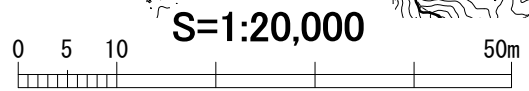
種類	宗像都市計画地区計画
名称	田熊地区地区計画
面積	約4.3ha

自然公園法凡例			
第1種特別地域			
第2種特別地域			
第3種特別地域			
普通地域			

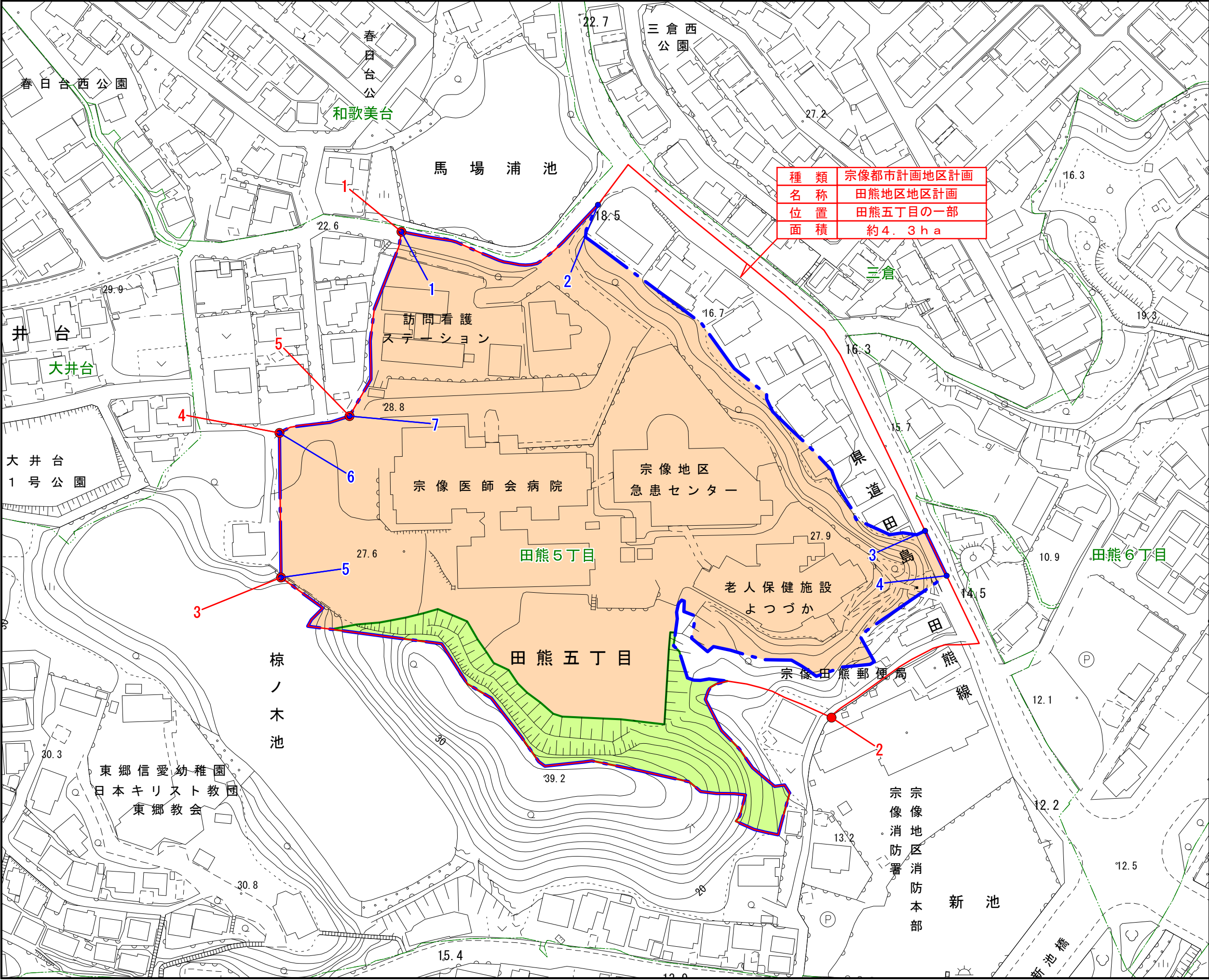
都市計画法凡例					
種別	容積率	建ぺい率	高さ制限	用途制限	備考
第1種低層住居専用地域	20%	30%	10m	住居	
第2種低層住居専用地域	20%	30%	10m	住居	
第1種中高層住居専用地域	40%	50%	20m	住居	
第1種住居地域	40%	50%	20m	住居	
第2種住居地域	40%	50%	20m	住居	
準住居地域	40%	50%	20m	住居	
準工業地域	40%	50%	20m	工業・商業	
近隣商業地域	40%	50%	20m	商業	
商業地域	40%	50%	20m	商業	
市街化区域及び市街化調整区域					
地区計画区域境界					
都市計画区域境界					
用途地域境界					
都市計画道路					
都市計画公園					
処理場					
ポンプ場					
汚物処理場					
火葬場					
ごみ処理場					

凡例	
容積率	建築物の高さの 限度
建ぺい率	外壁後退距離の 限度
	建築物の敷地面積の 最低限度

※地区計画区域については、用途制限があります。



この図面は総括図(縮尺1/20,000)を一部加工したものです。

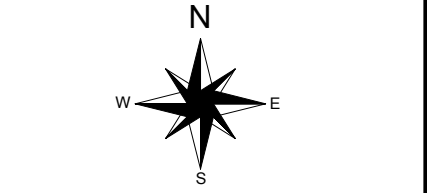


種 類	宗像都市計画地区計画
名 称	田熊地区地区計画
位 置	田熊五丁目の一部
面 積	約4.3ha

宗像市都市計画審議会
委員用図面
第1号議案

宗像都市計画地区計画の変更（宗像市決定）

田熊地区地区計画
計 画 図



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	医療・保健福祉施設地区
	緑地(地区施設)
	大字界

地区計画区域界表	
1-2	道路界
2-3	地番界
3-4	見通界
4-5	道路界
5-1	地番界

地区整備計画区域界表	
1-2	道路界
2-3	地番界
3-4	道路界
4-5	地番界
5-6	見通界
6-7	道路界
7-1	地番界

縮尺 S=1:1,500
0 5 10 50m